

# テーブルウェア・フェスティバル2027 ～暮らしを彩る器展～

## 出展のご案内

お申込み受付締切:2026年7月31日(金)

テーブルウェア・フェスティバル実行委員会  
担当:原・上地・後藤

# ◆ テーブルウェア・フェスティバルとは

「テーブルウェア・フェスティバル～暮らしを彩る器展～」は、多くの関係者の皆様、そして器を愛する皆様のご協力に支えられながら、暮らしを豊かに彩る生活提案型の文化催事として、お客様や関係業界の皆様をはじめ、各方面より高い評価をいただいております。

今回も、陶磁器をはじめ、漆器やガラス器など、さまざまな器との出会いをお楽しみいただける本催事の魅力はそのままに、より幅広いライフスタイル提案と、年間を通したテーブルウェアの魅力発信を目指してまいります。

本フェスティバルを楽しみにお待ちしておりますお客様をはじめ、日頃よりご支援・ご協力を賜っております関係者・出展者の皆様に、より一層愛される魅力あふれる催しとなるよう努めてまいります。今後とも変わらぬご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

皆様からのご応募を、心よりお待ちしております。

## ■ 来場者属性

2025年来場者数

開催日	天候	来場者数
11月27日(木)	晴	3,715人
11月28日(金)	晴	3,770人
11月29日(土)	晴	4,673人
11月30日(日)	晴	4,359人
12月1日(月)	晴	3,503人
12月2日(火)	晴	3,467人
12月3日(水)	晴	3,165人
合計		26,652人

男女比



男女比



年齢別



世帯年収



# ◆ 開催概要

名称	テーブルウェア・フェスティバル2027～暮らしを彩る器展～
主催	テーブルウェア・フェスティバル実行委員会
企画運営	株式会社東京ドーム
開催場所	東京ドームシティプリズムホール
開催期間	2027年1月15日(金)～1月23日(土) 9日間 10:00～18:00 搬入日: 1月14日(木) 8:00～22:00 搬出日: 1月23日(土) 18:00～23:00 、1月24日(日) 8:00～11:00
会場構成	・主催者展示コーナー ・コンテストコーナー ・出展ブース ・協賛ブース など予定
入場券	前売券 1,800円(税込) / 当日券 2,000円(税込) / アフター3チケット/1,200円(税込)
目標動員数	35,000人
募集ブース数	約80ブース

以上予定



過去開催時の様子

# ◆ 2027年開催 変更ポイント

## 開催時期の変更について



2027年開催では、より幅広いライフスタイル提案と、年間を通したテーブルウェアの魅力発信を目指し、開催時期を1月開催へ変更いたします。  
「暮らしを彩る器展」として、日々の暮らしをより豊かにする提案の場を目指してまいります。

## 会期拡大による来場機会の拡大

2025年  
7日間開催



2027年  
9日間開催



- ・週末を2回含む会期により、幅広いイベント集客の強化
- ・会期拡大で来場者の複数回来場の促進

より多くのお客様との接点創出により、  
出展者様の**販売機会拡大**を目指します。

## 告知施策の強化



会期前プロモーション強化

WEB・SNSを活用した  
情報発信

来場前認知を高め、  
**目的来場・来場者数の増加**を目指します。

来場機会拡大と告知施策強化により、出展成果向上につなげてまいります。



## ◆ 出展条件

### 1 ブース

出展料 528,000円(税込)

#### 出展特典

- ・招待券:60枚
- ・IDカード:4枚 / 搬入出リボン:5枚
- ・出展者紹介ページ

### 1.5 ブース

出展料 792,000円(税込)

#### 出展特典

- ・招待券:90枚
- ・IDカード:6枚 / 搬入出リボン:8枚
- ・出展者紹介ページ

## ■ 出展規約

○展示物及び販売物は、テーブルウェア・フェスティバルの開催趣旨に沿った物や出展対象品目に記載された範囲の物など、主催者が認める物とします。企業PR展示やサンプル配布に関しては、事務局の事前承認を受けてください。

○主催に許可しない代理業者が仲介しての出展申込や他社名義での出展は出来ません。

## ■ スtockヤード

サイズ:W 1,000mm×D 2,000mm (予定)

#### Aエリア

金額:22,000円(税込)  
エリア:会場内と同階層に設置

#### Bエリア

金額:8,800円(税込)  
エリア:会場内と別階層に設置

※ご希望の方は「出展者申込フォーム」にて申請ください。

※Stockヤードのお申込み状況により、

ご希望に添えない場合がございますので予めご了承ください。

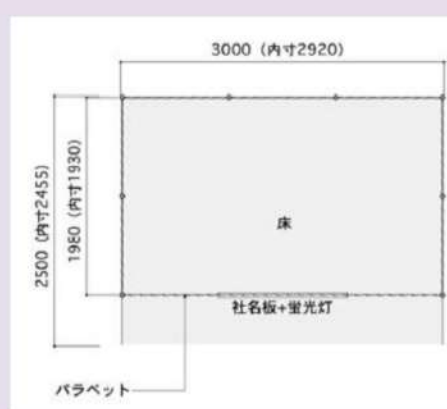
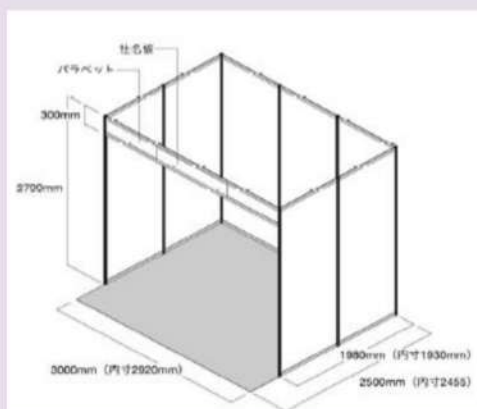
# ◆ 出展条件

## 1 ブース

約7.5㎡

外寸: W 3,000mm × D 2,500mm × H 2,700mm

内寸: W 2,920mm × D 2,455mm × H 2,700mm



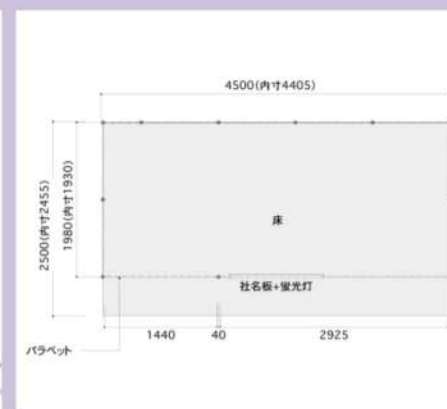
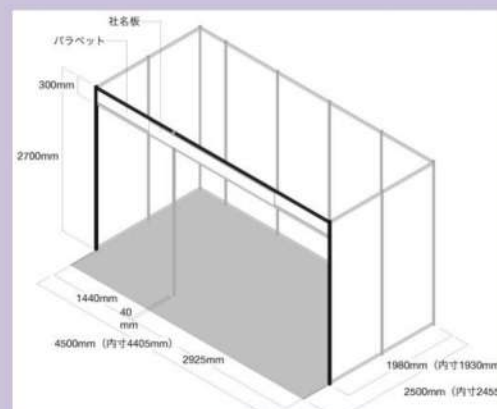
## 1.5 ブース

約7.5㎡

外寸: W 4,500mm × D 2,500mm × H 2,700mm

内寸: W 4,405mm × D 2,455mm × H 2,700mm

※1ブース以上の場合は3,000mm毎に柱が入ります。



- 基本ブースパネルはシステムパネルを採用します。
- ブース内装飾用各種パーツ(有料)を取り揃えております。詳細は出展決定後に配布いたします「出展ガイド」にてご確認ください。
- ブース仕様は一部変更になる場合がございます。

## ■ ブース規定

- 隣接する他の出展者との境界線上に仕切りパネルを設置します。(奥行2,000mm×高さ2,700mm)
- 共有通路に面しているところはパラペットを設置し、表示には、社名看板裏には蛍光灯を取り付けます。(パラペット高さ300mm・蛍光灯1灯40W)
- パラペットへの装飾行為は禁止いたします。
- 事務局が施工するパネル、パラペットを移動、損傷(壁面への釘打ちや、経師貼り、塗装などは出来ません)。
- 規定範囲内でオリジナルのブース装飾が可能です。装飾規定は、出展決定後に配布いたします「出展ガイド」にてご確認ください。

# ◆ 出展者紹介ページについて

テーブルウェア・フェスティバル公式ホームページにて、出展者の店舗ならびに販売する商品をご紹介します「出展者紹介ページ」を作成予定です。ご来場者が会場にいらっしゃる前にお目当ての出展者を見つけることが可能になり、出展者様の認知拡大や販売促進となることを目指します。

## 会場外観













特集企画 II   特集企画 III   日本の器を巡って   テーブルウェア大賞   Concept Gallery   会場マップ   出展者紹介

### 出展者紹介

ショップから検索   商品から検索

企画・工芸・産地   素材   キーワード入力

検索条件クリア   検索する

 かごのアンドユウ	 創作漆器 漆器 (きんさい)	 金陶苑	 (有)高山陶田
 漆陶そう吉 京山窯	 壁楽 吉見製石	 備前焼 丸山窯 吉屋美山・真一	 輪島 吉田漆器工房
 アトリエ+ショップ COCOCO	 瓶川焼・瓶牛窯	 みかわち焼 横石一彦窯	 みかわち焼 島崎窯


## 出展者個人ページ

特集企画 II   特集企画 III   日本の器を巡って   テーブルウェア大賞   Concept Gallery   会場マップ   出展者紹介

ブース番号 12

ワジマ ヨシダシキコウゴウ  
**輪島 吉田漆器工房**

吉田漆器工房は輪島塗の伝統を大切にしつつ、自由な発想で「毎日使いたくなる漆器」をプロデュースしています。




Instagram 

工芸産地 輪島塗

公式HP <https://www.hiroyuki-yoshida.com>

オンラインショップ <https://hiroyuki-yoshida.stores.jp>

### 販売商品

 ひねり鉢 価格：55,000円	 漆み重 価格：110,000円	 布目長手皿 価格：33,000円
--	--	---

一覧に戻る

上記はイメージとなります。実際の仕様とは異なる場合がございます。

# 全体スケジュール



# 申込～出展決定までの流れ

## ①出展申込入力



テーブルウェア・フェスティバル公式ホームページより、お申込ください。  
ご入力された内容はメールにて自動送信されます。

## ②申込完了



自動送信メールは「申込み控え」「出展時の契約書」となりますので、必ず控えとして保管してください。  
※申込み締切後、事務局にて審査選考会を行います。審査選考後、出展の結果をお知らせします。  
**結果通知予定日:2026年8月下旬(予定)**

## ③可否通知メールの確認



出展可否をメールにてご連絡させていただきます。  
出展決定の方は「承諾証明」となりますので必ず保管をしていただきますようお願いいたします。

# 個人情報の取扱いについて

テーブルウェア・フェスティバル実行委員会(以下「主催者」といいます)は、出展者から収集した個人情報を下記の目的のために使用します。

- 主催者からの本イベントの運営に関わる各種ご案内
- 宣伝・広報に関わる情報提供
- 来場者からの問い合わせやクレーム対応
- 各種印刷物・ウェブサイトへの掲載

その他、主催者は収集した個人情報を株式会社東京ドームが公表している「個人情報の取り扱いについて」(<https://www.tokyodome.jp/privacy/>)に準じて取り扱います。

出展者は、個人情報を取得する場合、個人情報保護法及び関連法令を遵守し、適法かつ適切な管理をするものとします。

## 第1条 事務局、出展希望者及び出展者

1. 株式会社東京ドーム(以下、「事務局」といいます)は、主催者を代表するとともに事務局を務めます。
2. 出展希望者は、事務局が定める出展申込みの締切日までに出展を主催者に申し込むものとします。なお、出展希望者は事務局が用意する本催事に関するウェブサイト(以下、「本サイト」といいます)を通じて出展を主催者に申し込むことができます。この場合、出展希望者は本規約のほか、事務局が別途定めるWEB規約を遵守しなければなりません。
3. 前項に定める申込みを受け、主催者は出展審査を行います。当該審査の結果、事務局が第3条第1項に定める通知を発信した出展希望者に限り出展者になることができます。なお、審査結果に対し、主催者は一切の責任を負わないものとし、その判断基準・根拠などは公表しないものとします。
4. 出展者は本規約のほか、事務局が定める上記WEB規約、出展案内及び出展ガイド、その他の主催者又は事務局が定める規約等(以下、「本規約等」といいます)を遵守しなければなりません。

## 第2条 出展の申込

事務局が書面又は電磁的方法をもって許諾した場合を除き、代理業者が仲介しての出展申込みや他社名義での出展等はできません。代理業者等が、事務局の書面又は電磁的方法による許諾を得て、出展申込みをする場合、本規約に定める出展希望者及び出展者の義務と同等の義務を遵守します。これに違反した場合、主催者は出展申込みの拒否、契約の解除を行うことができ、出展希望者又は出展者はこれに同意するものとします。その場合、出展者から事前に支払われた出展料の他、出展に要した全ての費用、契約の解除によって生じた出展者及び関係者の損害について主催者及び事務局は一切補償しないとするとともに、主催者又は事務局に損害が生じたときは、出展希望者又は出展者はその損害の一切を賠償するものとします。

## 第3条 出展の承諾、出展料の請求と支払い

1. 事務局から出展希望者に対し、電磁的方法にて出展を承諾する旨の通知を発信した時点をもって出展契約の成立となります。但し、出展者が次項に定める請求書に記載された期日までに出展料を完納するまでは、出展者には本催事に出席する権利等は生じないものとします。
2. 出展者は、事務局の定める方法に従って、事務局が発行する請求書に記載された期日までに出展料を振り込み送金して支払います。振込手数料は出展者の負担とします。
3. 出展者が出展料の支払を怠ったときは、支払期日の翌日から完済に至るまで年14.6%の割合による遅延損害金を事務局に支払います。

## 第4条 出展契約の解約、解除

1. 出展契約の締結後、出展者の都合等により、出展契約の解約を希望する場合は、出展者は事務局に対し、その理由を明記した書面又は、電磁的方法による解約通知を送付し、解約通知を発した日に応じて定まる下表に定めるキャンセル料を、同日から14日以内に事務局に対し支払わなければならないと、出展者が当該キャンセル料を支払った時点で、主催者と出展者間の出展契約は解約されたものとします。この場合、主催者は当該解約によって損害を被ったときは、損害の賠償を請求できます。
2. 前項に基づき、事務局が解約通知を受領した時点で、出展者が既に出展料の全部又は一部の支払を行なっている場合、前項に定めるキャンセル料は、当該支払済の出展料から充当されるものとし、充当後残金がある場合は、主催者の定めた方法及び期日にて事務局から出展者に返金します。なお、出展者は、主催者に支払済の出展料がキャンセル料に満たない場合はその差額を、出展者が出展料金を一切支払っていない場合はキャンセル料全額を事務局に対し解約通知を発した日から14日以内に支払わなければなりません。

# 出展規約

この規約は、テーブルウェア・フェスティバル実行委員会(以下「主催者」といいます)が開催する「テーブルウェア・フェスティバル～暮らしを彩る器展～」(以下「本催事」といいます)の出展希望者及び出展者に適用されます。

3. 出展者が出展料を入金しない場合その他本規約等に違反した場合は(以下、違反した出展者を「違反者」といいます)、主催者は出展契約を解除することができるものとします。この場合、事務局は違反者に対し、その理由を明記した書面又は電磁的方法による解除通知を送付し、違反者が受領した日に応じ、違反者は下表に定めるキャンセル料を受領後14日以内に支払わなければなりません。また、主催者は違反者に対して当該キャンセル料のほか、主催者が被った損害の賠償を請求できます。
4. 出展者がキャンセル料を解約通知を発した日又は前項に定める期日から14日以内に支払わない場合、下表にかかわらず、キャンセル料は出展料の100%となるものとします。

キャンセル期日	キャンセル料
出展契約締結後から2026年9月末まで	出展料の50%
2026年10月1日以降	出展料の100%

## 第5条 スtockヤードの利用、解約

1. 出展者は、事務局に対し別途定める期日までにStockヤードの利用を申請することができるものとします。
2. 出展者は、事務局が利用を許諾したStockヤードの利用料金を、出展料と併せて事務局が指定する期日までに支払うものとします。また、出展者が事務局による承諾以降、別途Stockヤードの利用を申請し、事務局が承諾した場合、出展者は当該別途承諾した分の利用料金を、事務局が指定する期日までに支払うものとします。振込手数料は出展者の負担とし、出展者が利用料金の支払を怠ったときは第3条第3項を準用するものとします。
3. 出展契約の締結後に、出展者の都合等によりStockヤードの利用を解約する場合、出展者は、事務局に対し、その理由を明記した書面又は、電磁的方法による解約通知を送付し、解約通知を発した日に応じて定まる下表に定めるキャンセル料を、同日から14日以内に事務局に対し支払うものとします。この場合、事務局が解約通知を受領した時点で、出展者が既にStockヤードの利用料の全部または一部の支払を行っているときは、第4条第2項の規定を準用するものとします。

キャンセル期日	キャンセル料
出展契約締結後から2026年9月末まで	出展料の50%
2026年10月1日以降	出展料の100%

## 第6条 開催の延期及び中止・期間の短縮

1. 主催者は天災、疾病、感染症の蔓延、その他不可抗力によりやむを得ない事情が発生した場合、または、主催者が本催事を開催することが適切でないと判断した場合、本催事の開催を延期または中止、期間を短縮すること(以下、「延期等」といいます)ができるものとします。
2. 主催者が本催事を開催することが適切でないと判断し、かつ、本催事が中止となった場合、主催者にて対応協議のうえ、事務局から出展者に対し、既納の出展料の全部、または一部を返還します。
3. 主催者は延期等により出展者に生ずる損害に対する賠償責任を負わないほか、その他の一切の責任を負わないものとします。

## 第7条 出展者の義務・責任

1. 出展者は、事務局が別途定める出展ガイドの諸注意事項を遵守し、事務局の指示に従うものとします。
2. 出展者が本催事において営業活動を行う場所と日時は第3条第1項の通知の際、併せて通知するものとし、出展者は、事務局の承諾なく当該諸活動を休業しないものとします。
3. 出展者は、飲食物を取扱う場合、食品衛生法その他法令に定められた基準を遵守し、関係官庁の指示に従うことはもとより、食中毒、伝染病の発生防止に最大の注意を払い、万一食中毒その他の事故が発生した場合、事務局に速やかに報告し協議のうえ、自らの責任と費用で対応するものとします。
4. 出展者は、来場者、他の出展者及び主催者に迷惑をかける行為(押し付け販売、強引な客引き、名誉及び信用を毀損する行為等含む)は一切行なってはなりません。
5. 出展者は、取扱商品、サービス、販売方法について、第三者の商標権、特許権、意匠権、著作権及び肖像権(パブリシティ権を含むが、これに限られない)を侵害しないことを確約し、特定商取引法等法令の定めを遵守するとともに、出展において顧客対応を含め一切の責任を負うこととします。
6. 出展者及びその代理人が、主催者又は他の出展者の展示物・取扱商品、会場の設備機器、及び人身等に損害を与えた場合は、出展者及びその代理人がその補償を行うものとします。
7. 主催者は、本催事開催にあたり国・自治体・関係機関・会場など、感染や対策などの指示・要請・指針等を遵守します。主催者は指示・要請・指針等の内容に基づき、規定を追加する場合があります。

## 第8条 主催者の義務及び免責

事務局は会場の管理保全を行い、出展者が本催事において取扱う商品等については出展者自身が管理保全を行うものとします。

なお、主催者は天災や不可抗力等の事由により発生した展示物の損害、滅失、盗難等に関する責任は負いません。

## 第9条 取扱商品について

出展者が本催事において取扱う商品は、本催事のテーマに沿って出展者が生産または常に取り扱っている商品とします。

## 第10条 販売について

1. 出展者は、取扱商品に関する問い合わせやクレームに対応できるように、出展者の店舗名・住所・電話番号等を確認できる名刺やカード等を商品販売の際にお客様に交付しなければなりません。
2. 出展者は、取扱商品の輸送及び展示において、展示物に対し必要な保険を付しその他保護のための適切な処置を講じるものとします。

## 第11条 画像掲載について

1. 主催者は、出展契約締結後、出展者から事務局に提出された商品画像を本催事公式ホームページやSNS(Facebook・Instagram・X)、本催事に関わる制作物に使用することができ、出展者は、これに異議なく承諾するものとします。
2. 制作スケジュールの関係上、使用した画像等の校正は事務局の責任で実施します。

## 第12条 損害賠償

出展希望者又は出展者は、同人の責めに帰すべき事由により、主催者、他の出展者、顧客または第三者に損害を与えた場合には、その損害賠償責任(弁護士費用を含む)を負うものとします。

## 第13条 反社会的勢力の排除

1. 出展者は、主催者に対し、次の各号の事項を確約します。

- ① 自らまたはその役員(業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいう。)が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員(以下総称して「反社会的勢力」といいます)ではないこと。
- ② 出展契約の締結が、反社会的勢力の活動を助長し、またはその運営に資するものでないこと。
- ③ 出展者は、反社会的勢力の排除に厳正に取り組んでおり、主催者が出展者による前項の確約に依拠して出展契約の締結及び履行をするものであることを確認します。
- ④ 出展者について、第1項の確約に反する事実が判明した場合には、主催者は、書面又は電磁的方法で通知を行うことにより何らの催告も行うことなく、出展契約を解除することができるものとします。

2. 前項の規定により出展契約が解除された場合には、出展者は、主催者に対し、違約金として出展料の100%に加えて、出展案内に定める出展料の20%を支払うと共に、解除により出展者に生じる損害について、一切の請求を行わないものとします。

## 第14条 解除

1. 主催者は、出展者が次の各号のいずれか一つに該当したときは、何らの通知、催告を要せず、直ちに解除することができるものとします。

- ① 本規約に定める条項に違反し、事務局から催告したにもかかわらず相当期間内に当該違反が是正されないとき
- ② 監督官庁より営業の許可取消し、停止等の処分を受けたとき
- ③ 支払停止若しくは支払不能の状態に陥ったとき、又は手形若しくは小切手が不渡りとなったとき
- ④ 第三者より差押え、仮差押え、仮処分若しくは競売の申立て、又は公租公課の滞納処分を受けたとき
- ⑤ 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立てを受け、又は自ら申立てを行ったとき
- ⑥ 解散、会社分割、事業譲渡又は合併の決議をしたとき
- ⑦ 資産又は信用状態に重大な変化が生じ、本契約に基づく債務の履行が困難になるおそれがあると認められるとき
- ⑧ その他、前各号に準じる事由が生じたとき

2. 前項に基づき、主催者が解除した場合、出展者は出展料全額の支払を免れず、すでに出展料を支払った場合でも、主催者は一切返金する義務を負わないものとします。

3. 第1項に基づき、主催者が解除した場合、当該出展者に損害が生じたとしても主催者はこれを賠償する責任を負いません。また、当該解除により主催者に損害が生じた場合、当該出展者は、解除によって主催者が被った損害の一切を賠償しなければなりません。

## 第15条 個人情報の取扱い

1. 主催者は、出展希望者及び出展者から収集した個人情報を下記の目的のために利用します。
  - ① 主催者からの本催事の運営に関わる各種ご案内
  - ② 宣伝・広報に関わる情報提供
  - ③ 来場者からの問い合わせやクレーム対応
  - ④ 各種印刷物・ウェブサイトへの掲載
2. 主催者は、法令に基づく場合のほか、収集した個人情報を上記利用目的の達成に必要な範囲で、個人情報保護に関する契約を締結している業務委託先会社への情報共有及び発送代行として提供します。
3. その他、主催者は収集した個人情報を株式会社東京ドームが公表している「個人情報のお取り扱いについて」(<https://www.tokyo-dome.jp/privacy/>)に準じて取り扱います
4. 出展者は、個人情報を取得する場合、個人情報保護法及び関連法令並びに個人情報保護委員会のガイドラインを遵守し、適法かつ適切な管理をするものとします。

## 第16条 秘密保持

1. 出展者は、出展契約により知り得た主催者の営業上・業務上の一切の機密情報について、厳重に管理・保管し、開催期間中はもとより開催終了後においても、事前に書面による主催者の承諾を得ないで、第三者に開示又は漏洩しないものとします。
2. 主催者は前条第1項に定める業務を第三者に再委託する場合、必要最小限の範囲で、秘密情報を開示できるものとします。
3. 第1項にかかわらず、次のいずれかに該当する場合、秘密情報を開示できるものとします。
  - ① 主催者が、業務上必要な範囲内で、三井不動産株式会社、並びに、株式会社読売新聞グループ本社及び株式会社読売新聞東京本社に対して、合理的に必要な範囲で開示する場合
  - ② 主催者及び出展者が、業務上必要な範囲で、弁護士、公認会計士、税理士等の外部専門家に対し、合理的に必要な範囲で開示する場合

## 第17条 権利義務の譲渡の禁止

出展者は、事務局の書面による事前の承諾なく、出展契約上の地位または本規約に基づく権利もしくは義務を第三者に譲渡し、または担保に供することはできません。

## 第18条 準拠法・裁判管轄

本規約の解釈にあたっては、日本法を準拠法とします。

本規約に関して紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

## 第1条 適用

1. 本規約は、ユーザーと主催者との間の本サービスの利用に関わる一切の關係に適用されるものとします。
2. 事務局は、本規約のほか、ユーザーが本サービスを利用する場合のルール等、各種の定め(以下、「個別規定」といいます。)を設けることがあります。これら個別規定はその名称のいかんに関わらず、本規約の一部を構成するものとします。
3. 本規約の規定が前項の個別規定と異なる場合には、個別規定において特段の定めなき限り、個別規定が優先されるものとします。

## 第2条 利用登録

本サービスにおいては、ユーザーが本規約に同意の上、主催者の定める方法によって利用登録を申請し、事務局がこれを承認することによって、利用登録が完了するものとします。

事務局は、ユーザーに以下の事由があると判断した場合、利用登録の申請を承認しないことがあり、その理由については一切の開示義務を負わないものとします。

- (1) 利用登録の申請に際して虚偽の事項を届け出た場合
- (2) 主催者の定める他の規約に違反したことがある者からの申請である場合
- (3) その他、事務局が利用登録を相当でないと判断した場合

## 第3条 ユーザーID及びパスワードの管理

1. ユーザーは、自己の責任において、本サービスのユーザーID及びパスワードを適切に管理するものとします。
2. ユーザーは、いかなる場合にも、ユーザーID及びパスワードを第三者に譲渡または貸与し、もしくは第三者と共用することはできません。事務局は、ユーザーIDとパスワードの組み合わせが登録情報と一致してログインされた場合には、そのユーザーIDを登録しているユーザー自身による利用とみなします。
3. ユーザーID及びパスワードが第三者によって使用されたことによって生じた損害は、事務局に故意又は重大な過失がある場合を除き、事務局は一切の責任を負わないものとします。

## 第4条 禁止事項

ユーザーは、本サービスの利用にあたり、以下の行為をしてはなりません。

- (1) 法令または公序良俗に違反する行為
- (2) 犯罪行為に関連する行為
- (3) 本サービスの内容等、本サービスに含まれる知的財産権、肖像権(パブリシティ権を含むがこれに限られない)、プライバシーの権利、名誉、その他の権利または利益を侵害する行為、または侵害するおそれがある行為
- (4) 主催者、他のユーザーまたは第三者に対する詐欺または脅迫行為
- (5) 本サイトにアップロードされている画像等の情報を、当該著作者、著作権者、その他権利者の同意なくして転載する行為
- (6) 主催者、他のユーザーまたは第三者を不当に差別し、不当な差別を助長し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為
- (7) 主催者、他のユーザー、または第三者のサーバーまたはネットワークの機能を破壊したり、妨害したりする行為
- (8) 本サービスによって得られた情報を商業的に利用する行為
- (9) 本サービスの運営を妨害するおそれのある行為
- (10) 不正アクセスをし、またはこれを試みる行為

- (11) アクセス可能なコンテンツもしくは情報を改ざん、消去する行為
- (12) サーバー等のアクセス制御機能を解除または回避するための情報、機器、ソフトウェア等を流通させる行為
- (13) 本サイトによって提供される機能を複製、修正、転載、改変、変更、リバースエンジニアリング、逆アセンブル、逆コンパイル、翻訳あるいは解析する行為
- (14) ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信し、または、主催者、他のユーザーまたは第三者が受信可能な状態におく行為
- (15) 事務局の設備に蓄積された情報を不正に書き換えまたは消去する行為
- (16) 本サイトのネットワークまたはシステムなどに過度な負荷をかける行為
- (17) 主催者、他のユーザーまたは第三者に関する個人情報を収集または蓄積する行為
- (18) 不正な目的を持って本サービスを利用する行為
- (19) 本サービスの他のユーザーまたは第三者に不利益、損害、不快感を与える行為
- (20) 他のユーザーに成りすます行為
- (21) 事務局が許諾しない本サービス上での宣伝、広告、勧誘、または営業行為
- (22) 本サービスに関連して、反社会的勢力に対して直接または間接に利益を供与する行為
- (23) 面識のない人との出会いを目的とした行為
- (24) 選挙の事前運動、選挙運動(これらに類似する行為を含みます)または公職選挙法に抵触する行為
- (25) 他のユーザーまたは第三者に対し、無断で、広告・宣伝・勧誘等の電子メールもしくは嫌悪感を抱く電子メール(そのおそれのある電子メールを含みます)を送信する行為、他のユーザーまたは第三者のメール受信を妨害する行為、連鎖的なメール転送を依頼する行為または当該依頼に応じて転送する行為
- (26) 自殺、自傷行為または薬物乱用などを美化、誘発、助長するおそれのある行為
- (27) 人種、民族、性別、年齢または思想などによる差別に繋がる表現を使用する行為
- (28) 上記各号のいずれかに該当するような行為(当該行為を第三者が行っている場合を含みます。)が表示されている他のウェブサイト等に対してリンクを張る行為
- (29) 事務局の円滑な業務遂行を阻害するような長時間の架電、同様の問い合わせを繰り返し行うこと、または事務局に義務のないことを強要し、事務局の業務に著しく支障を来たす行為
- (30) 上記各号の行為を直接または間接に惹起し、または容易にする行為
- (31) その他、事務局が不適切と判断する行為

## 第5条 本サービスの提供の停止等

- 事務局は、以下のいずれかの事由があると判断した場合、ユーザーに事前に通知することなく本サービスの全部または一部の提供を停止または中断することができるものとします。
  - 本サービスにかかるコンピュータシステムの保守点検または更新を行う場合
  - 地震、落雷、火災、停電または天災などの不可抗力により、本サービスの提供が困難となった場合
  - コンピュータまたは通信回線等が事故により停止した場合
  - 法令または行政指導により通信の制限等の要請・指示があった場合または事務局が必要と判断したとき
  - その他、事務局が本サービスの提供が困難と判断した場合
- 事務局は、本サービスの提供の停止または中断により、ユーザーまたは第三者が被ったいかなる不利益または損害についても、一切の責任を負わないものとします。

## 第6条 利用制限及び登録抹消

- 事務局は、ユーザーが以下のいずれかに該当する場合には、事前の通知なく、ユーザーに対して、本サービスの全部もしくは一部の利用を制限し、またはユーザーとしての登録を抹消することができるものとします。
  - 出展規約又は本規約のいずれかの条項に違反した場合
  - 登録事項に虚偽の事実があることが判明した場合
  - ワーム型ウィルスの感染、大量送信メールの経路等から、ユーザーが関与することにより第三者に被害が及ぶおそれがあると判断した場合
  - 料金等の支払債務の不履行があった場合
  - 事務局からの連絡に対し、一定期間返答がない場合
  - その他、事務局が本サービスの利用を適当でないと判断した場合
- 事務局は、本条に基づき事務局が行った行為によりユーザーに生じた損害について、一切の責任を負いません。

## 第7条 保証の否認及び免責事項

- 事務局は、本サービスにより提供される情報の完全性、正確性、有用性、最新性、真実性、安全性等については、何ら保証するものではありません。
- 事務局は、本サービスの確実な提供またアクセス結果等につき何ら保証するものではありません。
- 事務局は、本サービスの提供の中断、停止、終了、利用不能もしくは変更による、ユーザーが本サービスに送信したデータの消失や、本サービスの利用による、ユーザーが本サービスに送信したデータの消失もしくはユーザーの機器の故障や損傷、その他本サービスの利用に関してユーザーが被った損害につき、賠償する責任を負わないものとします。
- 本サービスまたは本サイトに関連して、ユーザーと、他のユーザー、顧客または第三者との間において生じた取引、連絡、紛争等については、事務局は一切責任を負いません。

## 第8条 損害賠償責任

ユーザーは、ユーザーの責めに帰すべき事由により、主催者、他のユーザー、顧客または第三者に損害を与えた場合には、その損害賠償責任(弁護士費用を含む)を負うものとします。

## 第9条 サービス内容の変更等

1. 事務局は、事務局の都合により、本サービスの内容を変更または提供を中止することができます。事務局が、本サービスの内容を変更または提供を中止する場合、本サイト上への表示、電子メールによる通知、口頭による告知またはその他適宜の方法により、ユーザーに対してその内容を告知します。
2. 事務局は、本条に基づき、事務局が行った措置に基づきユーザーに生じた損害について一切の責任を負わないものとします。

## 第10条 利用規約の変更

1. 事務局は、本規約を変更することができるものとします。
2. 事務局は、本規約を変更するときには、本サイト上に表示することにより、ユーザーに対して、事前にその内容を告知します。
3. 変更後の本規約は、事務局が別途定める場合を除いて、本サイト上に表示した時点より効力を生じるものとします。
4. 本規約の変更の効力が生じた後に、ユーザーが本サイトを利用した場合には、変更後の本規約の全てについて同意したものとみなされます。

## 第11条 個人情報の取扱い

ユーザーは、本サービスの利用によって取得する個人情報については、個人情報保護法及び関連法令並びに個人情報保護委員会のガイドラインを遵守し、適法かつ適切な管理をするものとします。

## 第12条 通知または連絡

ユーザーと事務局との間の通知または連絡は、事務局の定める方法によって行うものとします。

事務局は、ユーザーから、事務局が別途定める方式に従った変更届け出がない限り、現在登録されている連絡先が有効なものとみなして当該連絡先へ通知または連絡を行い、これらは、発信時にユーザーへ到達したものとみなします。

## 第13条 権利義務の譲渡の禁止

ユーザーは、事務局の書面による事前の承諾なく、出展契約上の地位または本規約に基づく権利もしくは義務を第三者に譲渡し、または担保に供することはできません。

## 第14条 準拠法・裁判管轄

本規約の解釈にあたっては、日本法を準拠法とします。

本サービスに関して紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

## お問い合わせ

---

### テーブルウェア・フェスティバル実行委員会

(担当:原・上地・後藤)

#### 株式会社東京ドーム

〒112-8575 東京都文京区後楽1-3-61

TEL:03-3817-6239

FAX:03-3817-6238

E-mail:[twf@gms.tokyo-dome.co.jp](mailto:twf@gms.tokyo-dome.co.jp)